

静岡市報

No. 67

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

条 例

- 静岡市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・ 12
- 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 23
- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 26
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 31
- 静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 32
- 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・ 33
- 静岡市営住宅条例及び静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 42
- 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 44
- 静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を
改正する条例・・・・・・・・・・ 46

規 則

- 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 48
- 静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 51
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 53

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年静岡市条例第73号）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第80号）を廃止するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年静岡市条例第74号）

児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第75号）

児童手当法の一部改正に伴い、特例給付の支給に関する規定を削除するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第76号）

地方税法の一部改正に伴い、公益信託に係る信託事務に関連する寄付金税額控除等を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第77号）

国民健康保険法の一部改正に伴い、過料に関する規定について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第78号）

大規模改修後の静岡市民文化会館の管理に関する規定の整備について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第79号）

九子赤目ヶ谷地区、紺屋町・御幸町地区及び宮川・水上地区の地区計画の決定に伴い、当該区域における建築物の制限を規定するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市営住宅条例及び静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第80号）

配偶者から暴力を受けた被害者を優先入居の対象に追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市遠距離大学等通学費貸与条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第81号）

遠距離大学等通学費貸与制度の更なる利用の促進を図るため、貸与する資金の額等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第82号）

各選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第73号

静岡市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1

- (2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上

- (3) 栄養士又は調理員 1以上

- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、入所者ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

の変更を行うものとする。

- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日

本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第80号)は、廃止する。

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第74号

静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的等)

第2条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第3条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による

評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- 4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第8条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項

について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第10条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第11条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第12条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第13条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第14条 一時保護施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第15条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイ

デンティティ等に配慮すること。

(11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

(12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設における職員の一般的要件)

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第18条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第19条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）市長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（2）社会福祉士の資格を有する者

（3）精神保健福祉士の資格を有する者

（4）学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（5）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

（6）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。また、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

い。

- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(一時保護施設に備える帳簿)

第32条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備してお

かなければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設に係る設備については、第15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次項において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第41条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設

備運営基準第42条及び第46条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第75号

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

別表中

「		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報であって規則で定めるもの	を
」			
「		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	に、
」			
「		母子家庭等に係る医療費の助成に関する情報（以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。）で	を
」			

	あつて規則で定めるもの	
「		」
「	ひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する情報 (以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)であつて規則で定めるもの	に、
「		」
「	母子家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの	を
「		」
「	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの	に、
「		」
26 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	を
		」
「		」
26 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	に、
		」

「

29 母子家庭等に係る医療費 の助成に関する事務であつ て規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
---	---------------------

を

」

「

29 ひとり親家庭等に係る医 療費の助成に関する事務で あつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
---	---------------------

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給に関する事務を処理するための特定個人情報の利用については、なお従前の例による。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第76号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「又は金銭」を削り、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該

公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第41条第12項中「(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第13項中「法第321条の8第4項、第19項若しくは第23項」を「法第321条の8第31項若しくは第35項」に改める。

第43条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第43条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第60条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第77条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第77条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第124条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第124条第3項中「によって」を「により」に改める。

第151条第2項第13号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に、「一般旅客自動車運送事業者」を「一般貸切旅客自動車運送事業者」に改める。

附則第12条の2を削る。

附則第16条の7の次に次の1条を加える。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第16条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条から第23条の3まで、附則第13条第2項、附則第16条第1項、附則第16条の3の2第1項、附則第16条の4及び附則第18条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第19条の2中第20項を第27項とし、第19項を第26項とし、第18項を第25項とし、同項の前に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第19条の2中第17項を第23項とし、第9項から第16項までを6項ずつ繰り下げ、第8項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第19条の2中第7項を第12項とし、第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第20条中第14項を第15項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に府令附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、

当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第35条の2に次の1項を加える。

- 4 法附則第15条第38項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第35条の3中「附則第20条第12項」を「附則第20条第15項」に改める。

附則第40条の3第3項第5号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第41条第3項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第42条第3項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第45条第5項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第46条第2項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第52条第2項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第52条の2第2項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加え、同条第5項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第53条第2項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加え、同条第5項第6号中「附則第16条の5」及び「附則第16条の5第1項」の次に「及び附則第16条の8」を加える。

附則第55条第3項第2号中「附則第15条の8第3項又は第5項」を「附則第15条の8第1項又は第3項」に改め、同項第3号中「第15条の8第3項から第5項」を「第15条の8第1項から第3項」に改め、同条第7項第2号中「附則第15条の8第3項又は第5項」を「附則第15条の8第1項又は第3項」に改め、同項第3号中「第15条の8第3項から第5項」を「第15条の8第1項から第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第60条の改正規定 令和7年4月1日

- (2) 第23条の改正規定、附則第12条の2を削る改正規定及び次項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第2号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）第23条第1項（同項第11号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第11号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産

に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第77号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第38条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第78号

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例

静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（大規模改修後の静岡市市民文化会館の管理に関する規定の整備）

- 3 令和7年度以後に実施する大規模な改修後の静岡市市民文化会館（以下「改修後の会館」という。）の管理に関し変更が生じる事項は、改修後の会館の供用開始の日の前日までにこの条例を改正して定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第79号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

21	御幸町9－10番・伝馬町4番地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された御幸町9－10番・伝馬町4番地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	を
----	------------------------	--	---

」

「

21	御幸町9－10番・伝馬町4番地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された御幸町9－10番・伝馬町4番地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	に
22	丸子赤目ヶ谷地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された丸子赤目ヶ谷地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
23	紺屋町・御幸町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された紺屋町・御幸町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	
24	宮川・水上地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮川・水上地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	

」

改める。

別表第2の19恩田原・片山地区整備計画区域の表A地区の項中「又は隣地境界線」を「及び隣地境界線」に改め、同表B地区の項中「又は歩行者専用道との境界線若しくは」を「、歩行者専用道との境界線から0.5メートル以上並びに」に改め、同表C地区の項中「又は幅員が8メートル以上の道路との境界線若しくは」を「、幅員が8メートル以上の道路との境界線から0.5メートル以上及び」に改める。

別表第2に次のように加える。

22 丸子赤目ヶ谷地区整備計画区域

A 地 区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場 (2) 倉庫 (3) 事務所 (4) 自動車車庫 (5) 店舗又は飲食店 (6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (7) (1) から (6) までに掲げる建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上としなければならない。
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路との境界線から2メートル以上及び隣地境界線から1メートル以上離さなければならない。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、19メートル以下としなければならない。
B 地 区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場 (2) 倉庫 (3) 事務所 (4) 自動車車庫 (5) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

	(6)(1) から (5) までに掲げる建築物に附属するもの
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上としなければならない。
建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路との境界線から2メートル以上及び隣地境界線から5メートル以上離さなければならない。
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、31メートル以下としなければならない。

23 紺屋町・御幸町地区整備計画区域

A 地 区	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率は、10分の70（建蔽率が建蔽率の最高限度から10分の2を減じた数値以下である建築物にあっては10分の5を、広場等の有効な空地が敷地面積の10分の1以上である建築物にあっては10分の5を、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の4分の1以上である建築物にあっては10分の10を加えた数値）以下としなければならない。
	建築物の容積率の最低限度	建築物の容積率は、10分の20以上としなければならない。
	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建蔽率は、10分の7（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を、同項第1号イに該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値）以下としなければならない。
	建築物の建築面積の最低限度	建築物の建築面積は、200平方メートル以上としなければならない。
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、次に掲げる道路との境界線からそれぞれ定める数値以上離さなければならない。 (1) 都市計画道路中央幹線及び都市計画道路呉服町通線 2メートル (2) 都市計画道路静岡駅賤機線 2.5メートル (3) 市道紺屋町鷹匠一丁目線 4メートル

B 地 区	建築物の容積率 の最高限度	建築物の容積率は、10分の60以下としなければならない。
	建築物の容積率 の最低限度	建築物の容積率は、10分の20以上としなければならない。
	建築物の建蔽率 の最高限度	建築物の建蔽率は、10分の8（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては10分の1を、同項第1号イに該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値）以下としなければならない。
	建築物の建築面 積の最低限度	建築物の建築面積は、100平方メートル以上としなければならない。

24 宮川・水上地区整備計画区域

A 地 区	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2（へ）項第5号に掲げるもの (3) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの (4) 法別表第2（わ）項第2号及び第3号に掲げるもの (5) 病院又は診療所（患者を入院させる施設を有するものに限る。） (6) 老人ホーム又は福祉ホーム（居住の用に供する施設を有するものに限る。） (7) 畜舎（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設、ペット（愛玩することを目的として飼養される動物をいう。以下この表において同じ。）の販売を主たる目的とする店舗、ペットを対象とする美容院若しくはホテル又は動物との触れ合いの機会を提供する飲食店のうち、飼養の用に供する部分を除く。以下この表において同じ。）
	建築物の敷地面 積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

		(1) 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分 (以下この表において「換地処分」という。)又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定(以下この表において「仮換地指定」という。)を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの (2) 法第53条の2第1項第2号に掲げるもの
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路(歩行者専用道を除く。)との境界線から2メートル以上、歩行者専用道との境界線から0.5メートル以上及び隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物 (3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの (4) 出窓の部分
	B 地 区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げるもの (2) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2(へ)項第3号及び第5号に掲げるもの (4) 法別表第2(り)項第2号に掲げるもの (5) 畜舎 (6) 遊技場
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、135平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない

		い。 (1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの (2) 法第53条の2第1項第2号に掲げるもの
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路（幅員（前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するもの（東名高速道路区域を除く。）がある場合においては、当該公園、広場、水面その他これらに類するものの反対側の境界線までの水平距離をいう。以下この表において同じ。）が8メートル以上の道路を除く。）との境界線から1メートル以上、幅員が8メートル以上の道路との境界線から0.5メートル以上及び隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物 (3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの (4) 出窓の部分
C 地 区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2（へ）項第5号に掲げるもの (3) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの (4) 畜舎 (5) 遊技場
	建築物の敷地面	建築物の敷地面積は、135平方メートル以上としなければな

	積の最低限度	らない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの (2) 法第53条の2第1項第2号に掲げるもの
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塙で高さが2メートルを超えるものは、道路（歩行者専用道を除く。）との境界線から2メートル以上、歩行者専用道との境界線から0.5メートル以上及び隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物 (3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの (4) 出窓の部分
D 地 区	建築物の用途の制限	法別表第2（ち）項第2号から第6号までに掲げる建築物以外は、建築してはならない。
E 地 区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（に）項第3号から第5号までに掲げるもの (2) 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの (3) 法別表第2（へ）項第3号及び第5号に掲げるもの (4) 法別表第2（り）項第2号に掲げるもの (5) 畜舎 (6) 遊技場

	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、135平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの (2) 法第53条の2第1項第2号に掲げるもの
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路（幅員が8メートル以上の道路を除く。）との境界線から1メートル以上、幅員が8メートル以上の道路との境界線から0.5メートル以上及び隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物 (3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの (4) 出窓の部分
	F 地 区	
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、135平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの (2) 法第53条の2第1項第2号に掲げるもの
	建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道

	路（幅員が8メートル以上の道路を除く。）との境界線から1メートル以上、幅員が8メートル以上の道路との境界線から0.5メートル以上及び隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 （1）物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの （2）壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物 （3）ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの （4）出窓の部分
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市営住宅条例及び静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第80号

静岡市営住宅条例及び静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例

(静岡市営住宅条例の一部を改正する条例)

第1条 静岡市営住宅条例(平成15年静岡市条例第253号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を「、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項本文」に改め、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号に次のように加える。

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センター(エにおいて「女性相談支援センター」という。)又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター(エにおいて「配偶者暴力相談センター」という。)により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力防止等法第3条第6項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体であって、配偶者暴力相談支援センターその他行政機関(女性相談支援センターを除く。)又は関係機関と連携する者により暴力を理由として保護したことが確認されている者

(静岡市改良住宅管理条例の一部を改正する条例)

第2条 静岡市改良住宅管理条例(平成15年静岡市条例第254号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第8号中「ア又はイ」を「次」に改め、同号ア中「又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を「、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定によ

る保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文」に改め、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加え、同号に次のように加える。

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センター（エにおいて「女性相談支援センター」という。）又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター（エにおいて「配偶者暴力相談センター」という。）により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力防止等法第3条第6項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体であって、配偶者暴力相談支援センターその他行政機関（女性相談支援センターを除く。）又は関係機関と連携する者により暴力を理由として保護したことが確認されている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第81号

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例の一部を改正する条例

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例（平成28年静岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3分の1」を「2分の1」に、「3万円」を「5万円」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条中「疾病その他特別の事由のため」を「進学、災害、病気その他やむを得ない理由により」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（貸与の変更）

第8条 第5条の規定により貸与の決定を受けた者は、貸与の決定を受けた資金の額その他決定を受けた事項を変更しようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、これを審査し、適当であると認めるときは、貸与の変更を決定する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後を始期とする新幹線の定期券の購入に要した経費を対象として貸与を決定する資金の額について適用し、同日前を始期とする新幹線の定期券の購入に要した経費を対象として貸与を決定する資金の額については、な

お従前の例による。

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第82号

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成17年静岡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「駿河区 14人」を「駿河区 15人」に、「清水区 17人」を「清水区 16人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

規則

静岡市規則第49号

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成28年静岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第5条中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第8条の表中

「

外国人要保護者等に係る児童手当等関係情報（児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）

を

」

「

外国人要保護者等に係る児童手当等関係情報（児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の規定による児童手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）

に

」

改める。

第31条の表中

「

1 児童手当法第7条第1項 (同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の規定による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。以下この表において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る審査に関する事務	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下この表において同じ。))又は当該一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報
---	---

を

」

「

1 児童手当法第7条第1項 (同法第17条第1項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求に係る審査に関する事務	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下この表において同じ。))又は当該一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報
--	---

に、

」

「

2 児童手当法第9条第1項 (同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求に係る審査に関する事務	当該請求に係る一般受給資格者又は当該一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報
--	---

を

」

「

2 児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の請求に係る審査に関する事務	当該請求に係る一般受給資格者又は当該一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報
--	---

に、

」

「

3 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の処理に関する事務	当該届出に係る一般受給資格者又は当該一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報
---	---

を

」

「

3 児童手当法第26条(同条第2項を除く。)の規定による届出の処理に関する事務	当該届出に係る一般受給資格者又は当該一般受給資格者の配偶者に係る市民税に関する情報
---	---

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第50号

静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年10月15日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童手当法施行細則（平成21年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

様式第1号その1中

「

	3歳未満	3歳以上 小学校終了前	小学校終了後 中学校終了前	計
支給対象児童数	人	人	人	人
支給月額	円	円	円	円

を

」

「

	3歳未満	3歳以上	計	うち 第3子以降
支給対象児童数	人	人	人	うち 人
支給月額	円	円	円	うち 円

に

」

改める。

様式第3号その1中

「

	3歳未満	3歳以上 小学校終了前	小学校終了後 中学校終了前	計
支給対象児童数	人	人	人	人

を

支給月額	円	円	円	円
------	---	---	---	---

」

「

	3歳未満	3歳以上	計	うち 第3子以降
支給対象児童数	人	人	人	人
支給月額	円	円	円	円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付については、なお従前の例による。

静岡市規則第51号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年11月7日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第114号の2の2（注）中「第13条」を「第15条」に改める。

様式第114号の2の3中「附則第20条第7項」を「附則第20条第8項」に改める。

様式第114号の2の4中「附則第20条第8項」を「附則第20条第9項」に改め、同様式（注）中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

様式第114号の2の5中「附則第20条第9項」を「附則第20条第10項」に改め、同様式（注）中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める。

様式第114号の2の6中「附則第20条第10項」を「附則第20条第11項」に改め、同様式（注）中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改める。

様式第114号の2の7中「附則第20条第11項」を「附則第20条第12項」に改め、同様式（注）中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改める。

様式第114号の2の8中「附則第20条第12項」を「附則第20条第13項」に改め、同様式（注）中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改める。

様式第114号の2の9中「附則第20条第13項」を「附則第20条第14項」に改め、同様式（注）中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。